（平成２４年４月１３日現在）

 宮城県保健・医療・福祉復興推進計画における医療復興推進事業の

 特例措置の取扱いについて

１　医療法施行規則第１９条第３項（平成２４年４月１日改正省令施行後は第５項）の特例

（１）特例措置の内容

　東日本大震災の影響により入院患者，外来患者又は外来患者に係る取扱処方箋の数（以下「入院患者の数等」という。）が変動したことに伴い，前年度の平均値を用いて計算した配置すべき医師，歯科医師，薬剤師，看護師，准看護師及び看護補助者の員数（以下「配置標準」という。）が，現在の入院患者の数等に比して多く計算されてしまう場合，病院からの申し出により，直近３か月の平均値等を用いて計算した数値を配置標準とすること。

（２）特例措置の対象

　　　次の要件をすべて満たす復興推進計画区域（県の全域）内の病院。

（イ）東日本大震災の影響により，入院患者の数等が増加したこと。

（ロ）前年度の入院患者の数等の平均値を用いて計算した配置標準が，直近３か月の入院患者の数等の平均値を用いて計算した配置標準を上回ること。なお，直近３か月の入院患者の数等について，その区分ごとに最も多い月の数値と２番目に多い月の数値とを比較し最も多い月の数値が１５％を超えて上回る場合には，最も多い月の入院患者の数等のすべての数値に代えて，直近４か月目の入院患者の数等の数値を用いることができること。また，実情に応じ，保健所が上記とは別の方法により配置標準を計算することが妥当と認める場合は，県（保健福祉部医療整備課。以下同じ。）と協議した上で，別の方法により配置標準を計算することができること。

（３）申出方法

病院所在地を管轄する各保健所が行う定期の立入検査で，当該保健所が指定する月の配置標準を算定する際などに特例措置の適用を希望する場合，病院の開設者又は管理者（以下「開設者等」という）は，平成２２年４月から平成２４年３月までの震災前後２箇年度分及び直近４か月の「医師等充足率調書」（**別紙様式１**）を添えて，**別紙様式２**により当該保健所に申し出る。

（４）経過報告

上記（３）の申し出を行い，引き続き特例措置の適用を希望する病院の開設者等は，

毎年度，県が指定する期間の「医師等充足率調書」（**別紙様式１**）を添えて，**別紙様式３**により当該保健所に報告を行う。

（５）その他

（イ）上記（３）の申出書を受理した保健所は，県にその写しを送付する。また，上記（４）により報告書を受理した保健所は県にその写しを送付する。

（ロ）上記（３）の申し出の状況並びに（４）の経過報告の状況について，県は毎年度，県医療審議会に報告する。

（ハ）上記（３）の申し出の状況，（４）の経過報告の状況並びに（５）（ロ）の県医療審議会への報告状況について，県は，適宜，宮城復興局，厚生労働省（医政局総務課），東北厚生局，仙台市（健康福祉局保健衛生部保健医療課）及び各保健所に情報提供を行う。

２　医療法施行規則附則第５０条の特例

（１）特例措置の内容

震災の影響により医師確保が困難な病院について，病院からの申請により，下記（２）の要件を満たす場合，医師配置標準を通常の９割相当まで緩和してその定員を許可すること。ただし，医師３人（医療法施行規則附則第４９条の適用を受ける病院（療養病床の病床数の全病床に占める割合が１００分の５０を超えるもの）は２人）という最低の員数は下回らないこと。許可の適用期間は３年間を限度とすること。

（２）特例措置の対象

　　次の要件をすべて満たす復興推進計画区域（県の全域）内の病院。

（イ）他の病院又は診療所との密接な連携を確保する（例：救急時の連携体制の構築，患者の診療情報の共有化）等適切な医療を提供するための取組を行うと認められること。

（ロ）その所在する地域における医療提供体制の整備の状況等からみて，当該地域の医療を確保する上で当該病院が不可欠であると認められること。

（ハ）震災の影響により，必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず，なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院であること。

（ニ）申請日の直近１年間において医師充足率が７０％を下回るか，今後３か月以内に７０％を下回る可能性があると認められること。

（３）申請方法

　イ　仙台市以外に所在する病院の場合（県保健所管内）

（イ）特例措置の適用を希望する病院の開設者等は，あらかじめ上記（２）の要件を確認するため，平成２２年４月から平成２４年３月までの震災前後２箇年度分の「医師等充足率調書」（**別紙様式１**）及び「医師確保等に係る計画書」（**別紙様式４**）を添えて，**別紙様式５**により病院所在地を管轄する保健所を経由し県に協議を申し出る（以下「事前協議」という）。

（ロ）県は事前協議を受けた場合，その内容を審査し，必要な指導を行う。

（ハ）事前協議が完了した場合，県は病院所在地を管轄する保健所を経由して開設者等にその結果を通知する.

（ニ）事前協議の結果が「許可相当」の場合，開設者等は「病院開設許可事項変更許可申請書」を病院所在地を管轄する保健所に提出する。

（ホ）申請を受けた保健所は，申請内容の審査を行い，法令に適合する場合許可する。

　ロ　仙台市に所在する病院の場合

（イ）特例措置の適用を希望する病院の開設者等は，平成２２年４月から平成２４年３月までの震災前後の２箇年度分の「医師等充足率調書」（**別紙様式１**）及び「医師確保等に係る計画書」（**別紙様式４**）を添えて，「病院開設許可事項変更許可申請書」を病院所在地を管轄する保健所経由により県に提出する。

（ロ）申請を受けた県は，申請内容の審査を行い，法令に適合する場合許可するものとし，保健所経由により交付する。

（４）経過報告

　　上記（３）イ（ホ）又はロ（ロ）の許可を受けた病院の開設者等は，許可期間中の毎年度，「医師確保等に係る実績及び今後の実施計画書」（**別紙様式６**）並びに「医師充足率調書」（**別紙様式１**）を添えて，**別紙様式７**により県に報告する。

（５）その他

（イ）上記（３）イ（イ）の事前協議又はロ（イ）の申請があった場合，保健所は県に正本１通を進達（意見がある場合は副申）する。

（ロ）上記（３）イ（ホ）の許可を行った場合，保健所は許可書の写しを添えて，**別紙様式８**により県に通知する。

（ハ）上記（３）の事前協議及び許可の状況並びに（４）の経過報告の状況について，県は毎年度，県医療審議会に報告する。

（ニ）上記（３）の事前協議及び許可の状況，（４）の経過報告の状況並びに（５）（ハ）の県医療審議会への報告状況について，県は，適宜，宮城復興局，厚生労働省（医政局総務課），東北厚生局，仙台市（健康福祉局保健衛生部保健医療課）及び各保健所に情報提供を行う。

（ホ）県又は保健所は，許可期間終了後，あらためて期間（３年限度）を定めて許可することができる。この場合の手続きは，上記（３）と同様とする。なお，復興推進計画の期間を超える許可の可否については，別に定める。

担当：医療整備課医務班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　武内・小野寺

**別紙様式１**　 医師等充足率調書

 平成　　年度　　病院名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 |  年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |  年1月 | 2月 | 3月 | 年度平均 |
| 入院患者数 | 一般(歯科) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一般(産(婦人)科) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一般（その他） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 療養 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 精神 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 感染症 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 結核 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 外来患者数 | 歯科 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 眼科 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 耳鼻咽喉科 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 産(婦人)科 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 取扱処方せんの数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 必要医師数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 医師現員数(常勤換算後) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 医師充足率 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 必要歯科医師数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 歯科医師現員数(常勤換算後) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 歯科医師充足率 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 必要薬剤師数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 薬剤師現員数(常勤換算後) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 薬剤師充足率 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 必要看護師(含准看護師)数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 看護師現員数(常勤換算後) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 看護師充足率 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 必要看護補助者数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 看護補助者現員数(常勤換算後) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 看護補助者充足率 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**別紙様式２**

 宮城県保健・医療・福祉復興推進計画における医療復興推進事業の

 特例措置の適用に係る申出書

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　保健所長　殿

 開設者又は管理者の住所

 開設者又は管理者の氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

　宮城県保健・医療・福祉復興推進計画（平成２４年４月１０日認定）における医療復興推進事業の特例措置のうち，医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第１９条第５項の特例措置の適用を希望するので，次のとおり申し出ます。

１　特例措置の適用を希望する病院の名称

２　開設の場所

３　配置標準を算定する期日

　　平成　　年　　月　　日

４　「平成２２年度及び平成２３年度の入院患者数等の状況」及び「平成　　年度の配置標準を算定する期日の直近４か月の入院患者の数等の状況」

　　別添「医師等充足率調書」のとおり

**別紙様式３**

 宮城県保健・医療・福祉復興推進計画における医療復興推進事業の

 特例措置の適用に係る経過報告書

平成　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　殿

 開設者の住所

 開設者の氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

　宮城県保健・医療・福祉復興推進計画（平成２４年４月１０日認定）における医療復興推進事業の特例措置のうち，医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第１９条第５項の特例措置の適用を引き続き希望するので，次のとおり経過を報告します。

１　特例措置の適用を希望する病院の名称

２　開設の場所

３　平成　　年　　月から平成　　年　　月までの入院患者の数等の状況

　　別添「医師等充足率調書」のとおり

**別紙様式４**

平成　　年　　月　　日

医師確保等に係る計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １　病院名 |  |
| ２　医師等充足状況（今後３か月以内の見込みを含む） |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 必要医師数 | 医師現員数（常勤換算後） | 充足率 |
|  | ％(H22比較） |  | ％(H22比較） |
| H22年度 |  | － |  | － | － |
| H23年度 |  |  |  |  | － |
| H　.　月 |  |  |  |  |  |

 |
| 　詳細は別添「医師等充足率調書」のとおり（今後３か月以内の見込みを含む） |
| ３　病院所在地域における医療提供体制の整備の状況 |
| 病院が当該地域において果たしている役割 |  |
| ４　東日本大震災の影響 |
| 医師確保，患者数等への影響 |  |
| ５　適切な医療を提供するための取組 |
| 他の病院又は診療所との密接な連携を確保する取組等 |  |
| ６　医師の確保に向けた取組 |
| これまでの取組の実績 |  |
| 今後の実施計画 |  |

**別紙様式５**

 宮城県保健・医療・福祉復興推進計画における医療復興推進事業の

 特例措置の適用に係る事前協議申出書

平成　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　殿

　（　　　　　　保健所経由）

 開設者の住所

 開設者の氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

　宮城県保健・医療・福祉復興推進計画（平成２４年４月１０日認定）における医療復興推進事業の特例措置のうち，医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）附則第５０条の特例措置の適用を希望するので，事前協議を申し出ます。

１　特例措置の適用を希望する病院の名称

２　開設の場所

３　平成２２年度及び平成２３年度の入院患者の数等の状況

　　別添「医師等充足率調書」のとおり

４　医師確保等に係る計画

　　別添「医師確保等に係る計画書」のとおり

**別紙様式６**

平成　　年　　月　　日

医師確保等に係る実績及び今後の実施計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １　病院名 |  |
| ２　医師等充足状況（平成　　年　　月から平成　　年　　月まで。特例適用がない場合を含む。） |
| 　別添「医師等充足率調書」のとおり |
| ３　病院所在地域における医療提供体制の整備の状況 |
| 病院が当該地域において果たしている役割 |  |
| ４　適切な医療を提供するための取組 |
| これまでの取組の実績 |  |
| 今後の実施計画 |  |
| ５　医師の確保に向けた取組 |
| これまでの取組の実績 |  |
| 今後の実施計画 |  |
| ６　特例措置により確保された診療報酬額 |
| 概算額入院基本料×減算の率 | 　　　　　　　　入院基本料実績H . ～H . 　　　　　　千円×０．１＝　　　　　　千円H . ～H . 　　　　　　千円×０．１＝　　　　　　千円　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　千円 |

**別紙様式７**

 宮城県保健・医療・福祉復興推進計画における医療復興推進事業の

 特例措置の適用に係る経過報告書

平成　　年　　月　　日

　宮城県知事　　　　　　　　殿

 開設者の住所

 開設者の氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

　平成　　年　　月　　日宮城県（　　　）指令第　　号で許可を受けた宮城県保健・医療・福祉復興推進計画（平成２４年４月１０日認定）における医療復興推進事業に係る医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）附則第５０条の特例措置について，別添のとおり経過を報告します。

**別紙様式８**

　　　第　　　　号

平成　　年　　月　　日

　（宮城県）保健福祉部長　殿

 保健所長

 　　　（公印省略）

 宮城県保健・医療・福祉復興推進計画における医療復興推進事業の

 特例措置について（通知）

　このことについて，下記のとおり，医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第５０条の特例措置に関して医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項の規定による病院開設許可事項変更許可を行ったので，承知願います。

記

１　病院の名称・開設の場所

２　変更許可の内容

　　別添許可証の写しのとおり